KURAKEN作業ルール

2026.11 改訂版（社内・協力会社確認用）



すべての人を大切な人のもとへ無事に帰す。

倉持建設工業株式会社

安全理念

安全作業からすべてが始まる。

- すべての人を、大切な人のもとへ無事に帰す。
- 安全はすべてに優先する。
- 安全作業が当たり前にできて、初めて一人前。



不安全行動、不安全作業、不安全箇所などの「災害の芽」を作業者全員で監視し、作業者全員が立場に関わらず「災害の芽」を摘み取る意識を持ちます。

人権を尊重し、労働環境の改善に努め、すべての作業者に対して安全で快適な職場環境の整備に作業者全員で努めます。

安全基本ルール

作業指示書を全員で確認し、KY活動のあとに作業を始める

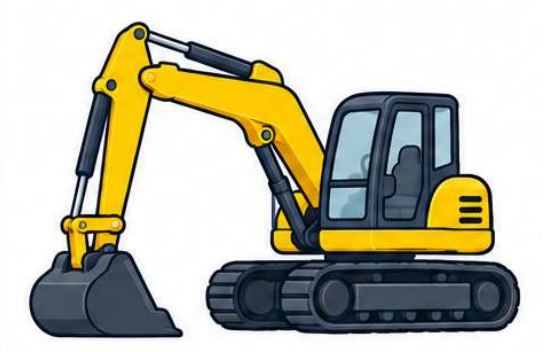
- ヘルメット・先芯入り安全靴・反射ベスト・手袋を必ず着用し、肌を露出しない。アンダーウエアのみや半そで半ズボンにアンダーウエアでの作業は禁止
- 作業に応じて保護メガネ、サングラスやマスクを追加。
  資格が必要な作業は資格者証を携帯した有資格者が行う。
- 一人作業は原則禁止。例外時は現場責任者が定期巡回する。
- 朝礼で保護具・危険箇所・合図や誘導の担当・報告先を確認する。



重機作業

旋回と走行を同時に操作しない

- 毎日点検し、不良箇所はすぐに報告。
  始動前に一周し、架空線・支障物・作業区画を確認する。
- 旋回時は合図者、移動時は誘導員を配置。誘導員を置けない場合はオペレーターが事前に経路を確認する。
- バックホウは進行方向を向いて走行。
  後進が必要な場合は区画を明示し、立入禁止にする。
- 乗降は三点支持。手元作業者との連絡は無線を基本にする。
- 人や車両が重機の付近を通過する場合やエンジンがかかった状態で待機する場合は、操作レバーから手を放し、手は膝の上に置く。



要確認　待機時の安全レバー操作は機種別に確認

重機近接作業

合図を送り、重機の停止を確認してから近づく

- 旋回中は近づかず、オペレーターの指示を待つ。
- 死角に入らず、運転者から見える位置に立つ。
  重機・車両に背を向けない。
- 重機・車両の直前・直後や近接箇所で横断・作業をしない。
- オペレーターは作業者の位置を確認し、合図に従って操作する。



車両運転

誘導者が見えなくなったら停止する

- 全車両の後進時は、運転席・助手席の窓を開け、ハザードを点滅させる。
- 誘導は運転席側。
  姿が見えなければ停止し、降車して誘導者の位置を確認する。
- 規制帯への進入はハザードを点滅させて徐行。
  停車時は右後輪に歯止めをする。
- 積込みや移動待ちで一時停車する際は、ギアを抜く。



吊り作業

吊り荷の下や、荷と壁の間に入らない

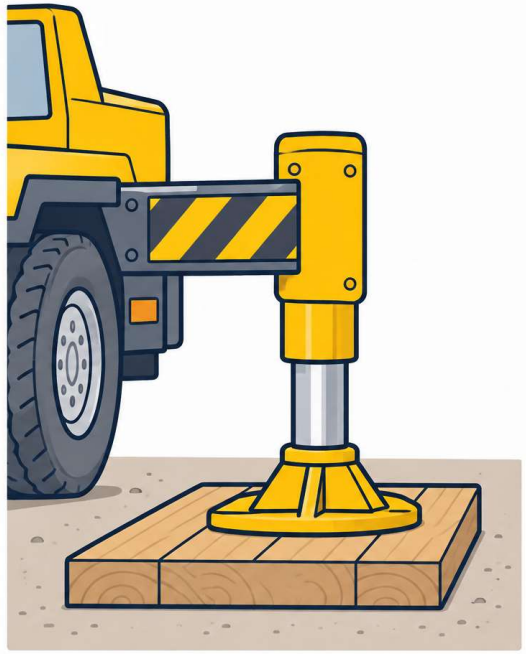
- 吊り具を事前点検。
  破損があれば使用を中止し、現場責任者へ報告する。
- 指定した合図者1名の合図で操作し、介錯ロープを使う。
- 吊り荷は移動に必要な最低限の高さに保つ。
  落下や急な揺れ・降下を見越して立ち位置を取る。
- バックホウで吊る場合は移動式クレーンモードに切り替え、
  吊り荷の天端からバケットの底部まで1.5 m以上確保する。



小型移動式クレーン｜作業前の準備

アウトリガーは原則最大張出し。機体の水平を確認する

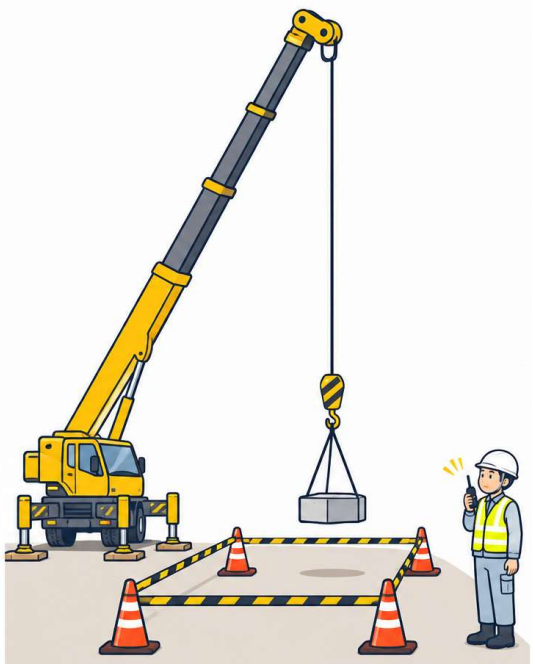
- 作業計画を周知し、ワイヤロープ・フック・油漏れ・安全装置を点検する。
- 地盤の強度を確認し、敷板や敷鉄板等で接地圧を分散する。傾斜地での作業を避ける。
- 最大張出しができない場合は、実際の張出し条件に対応する定格荷重表を確認する。
- 架空電線との離隔を確保し、建物・重機との接触を防ぐ。必要に応じて監視員を置く。



小型移動式クレーン｜吊り上げと合図

定格総荷重を超えない。吊り荷の下は立入禁止

- 玉掛け用具を点検し、荷の重心を確認して真上から吊り上げる。
- ブームの長さ・角度や作業半径に応じて定格荷重を確認し、急旋回・急停止を避ける。
- 合図者はオペレーターが1名指定し、合図を統一する。死角があれば無線を使う。
- 強風で危険が予想されるときは作業を中止する。



掘削作業

開口部への立入防止と昇降設備を先に整える

- 開口部の端から2ｍの位置に立入防止措置を設け、開口部を明示する。
  開口部をシートで塞ぐ等の養生は禁止。
- 重機・車両が掘削箇所を跨がない施工順序とする。
  やむを得ない場合は土留めや鉄板などで養生する。
- 昇降設備を設け、上り下りはフルハーネスを着用し、
  ベルブロックを使用する。
- 地山の状態を確認しながら作業を行い、
  土砂崩壊の恐れがある場所へは立入禁止。



脚立

開き止めをロックし、天板に乗らない

- 平坦で堅固な場所に設置。
  がたつき・傾斜・滑りやすい床を避ける。
- 天板から3段目以下を使用する。
  脚立の長さが210 cm以下の場合は2段目の条件を適用する。
- 跨ぐ・背を向ける・身を乗り出す・天板に座る行為は禁止。
- 三点支持で昇降し、荷物を持って上り下りしない。



はしご

正面を向き、三点支持で昇降する

- 水平で安定した地面に約75度で設置する。
  足元の目安は垂直高さ1 mにつき25 cm。
- 滑り・転位を防止する。
  上部固定の運用は現場責任者に確認する。
- 手が届かないときは設置位置を変える。
  30分以上連続する作業は別の高所作業設備を検討する。
- 脚立・はしご共通の点検は、変形や錆、ゴム足、ロック機構、
  耐荷重の4項目。



電動工具

作業前に点検し、異音・異常振動があれば止める

- 刃・砥石、コード、カバー、ブレーキ、バッテリーを点検する。
- 材料を固定し、刃の延長線上に体を置かない。工具は取扱説明書に従って保持する。
- 巻き込まれ・キックバック・感電・飛散をKY活動で確認する。袖口を締め、軍手は使用しない。
- 刃の交換・調整前は電源を遮断する。保護具・手袋は工具と作業に応じた使用条件を確認する。





